

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】第14回社会保障審議会年金部会の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2024年4月16日、第14回社会保障審議会年金部会を開催しました。
今回の部会では、以下の議題で議論が実施されました。

- （1）令和6年財政検証について
- （2）財政検証の経済前提について（報告）
- （3）社会保障審議会年金数理部会の公的年金財政状況報告について（報告）

部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240416.html

- 1、資料1：令和6年財政検証の基本的枠組み、オプション試算（案）について
（厚生労働省HP掲載資料をもとに記載）

○令和6年財政検証の基本的枠組み

＜社会・経済等の諸前提について＞

- ・人口の前提
 - －低位・中位・高位
- ・労働力の前提
 - －成長実現・労働参加進展シナリオ
 - －成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ
 - －一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ

- ・経済の前提（経済・金融の外部専門家で構成する社会保障審議会年金部会のもとに設置した「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定）
 - －①成長実現ケース
 - －②長期安定ケース
 - －③現状投影ケース
 - －④1人当たりゼロ成長ケース

<制度改正の検討のためのオプション試算について>

- ・2019年財政検証では、法律で要請されている現行制度に基づく「財政の現況及び見通し」に加えて、年金部会での議論等を踏まえたうえで、一定の制度改正を仮定したオプション試算を実施した。
- ・「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（2019年12月27日）においては、今後の年金制度改革でもオプション試算を踏まえたうえで議論を進めていくべきとされており、2024年財政検証でもオプション試算を行う。

○次期財政検証のオプション試算について

- ・オプション試算の内容については、
 - －年金部会等で見直しの議論がされており、改正後の姿が想定でき、試算を行うための制度の前提を設定することができるもの
 - －年金財政に対して、一定程度影響があると見込まれるものについて行うものとする。

<オプション試算の内容（案）>

- ・被用者保険の更なる適用拡大
 - －被用者保険の適用対象となる、短時間労働者の企業規模要件や個人事業所における非適用業種の適用範囲を見直した場合
 - －賃金要件や労働時間要件等についても見直しを加え、一定程度働く被用者を全て被用者保険の適用対象とした場合
- ・基礎年金の拠出期間延長・給付増額
 - －基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
- ・マクロ経済スライドの調整期間の一致
 - －基礎年金（1階）と報酬比例部分（2階）に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

- ・在職老齢年金制度
 - －就労し、一定以上の賃金を得ている 65 歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み（在職老齢年金制度）の見直しを行った場合
- ・標準報酬月額の上限
 - －厚生年金の標準報酬月額の上限（現行 65 万円）の見直しを行った場合

※上記のほか、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合（名目下限措置の撤廃）等についても試算を実施。

※オプション試算を行う際には、法定の財政検証と比べて、マクロ経済スライドの調整期間がどう変わるか、受け取る年金水準（最終的な所得代替率）にどう影響が出るのか、が分かるよう示すこととする。

2、資料 2－1、2－2：令和 6 年財政検証の経済前提について（検討結果の報告）

- ・公的年金の財政検証に用いられる経済前提等については、専門的・技術的な事項について検討を行う場が必要であることから、「年金財政における経済前提に関する専門委員会」にて検討を実施した。その検討結果についての説明が実施された。

3、資料 3－1、3－2、3－3：社会保障審議会年金数理部会の公的年金財政状況報告について（報告）

- ・社会保障審議会年金数理部会が、公的年金の毎年度の財政状況について、公的年金の各制度・各実施機関からの報告に基づき、専門的な観点から横断的に分析・評価を行った結果をとりまとめた、「公的年金財政状況報告」について、説明が実施された。

4、委員からの意見（一部抜粋）

《オプション試算について》

- ・男女の賃金格差の傾向について。2019 年の財政検証では、男女の賃金格差の縮小は 2030 年までしか続かないと仮定しているが、2024 年の財政検証では仮定の置き方を変えるべきではないか。男女の賃金格差については、日本は遅れた状況にあり、日本よりはるかに男女の賃金格差が少ない北欧諸国においても、現在でもなお、縮小トレンドが継続していることを踏まえると、少なくとも賃金格差が北欧程度の水準に達するまでは今のトレンドでの賃金格差縮小が続くと仮定しても妥当な

のではないかと。今回、モデル世帯だけでなく多様な世帯において所得代替率や年金の水準等の見通しを示すとのことなので、その前提として、男女の賃金格差の縮小がかなりの期間続くとして試算すべき。

- ・被用者保険の適用拡大について。個人事業所における非適用業種の適用範囲を見直した場合とあるが、非適用業種だけでなく5人未満の個人事業所にも適用拡大をした場合の試算もお願いしたい。賃金要件を撤廃した場合の試算、労働時間要件を撤廃した場合の試算もお願いしたい。
- ・国の財政の観点からの状況チェックになっているが、事業者の立場からすると、企業や就労者の負担がどうなるかという観点も非常に重要。財政検証の主旨からは少しずれるが、各試算における社会保険料の負担の変化についても、示してほしい。

《公的年金財政状況報告について》

- ・資料3-2、27ページについて。65歳平均余命の落ち込みが一時的なものではなく、長期的に続く可能性についても、留意しないといけない。死亡高位、出生低位、というケースについても注意深く見ていかないといけない。

最後に、部会長より以下の趣旨の発言がありました。

- ・本日の議論で、前提、オプション試算の内容について、方向性としては定まったと考えている。本日の意見等を踏まえながら、今後の財政検証の作業となる。今後事務局にて作業を行い、結果については年金部会に報告していただく運びとなる。年金部会では、財政検証、オプション試算の結果を踏まえ、今後議論を行う。

(厚生労働省HP掲載資料 参考資料「年金部会における議論の進め方(案)」参照)

事務局からは、次回以降の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

***** メール配信サービス (年金NEWS・メルマガ) *****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202404-170-0029-D